



春

旅立ちと
出会いのとき



2009
4

広報

おおしか



the most beautiful
villages
in japan

No. 197

◇平成21年4月発行/大鹿村役場 ◇印刷/龍共印刷株式会社

村の予算

一般会計では歳入歳出とも19億7,000万円となり、前年度当初予算に比べ金額では8,000万円、率では4.2%の増となりました。

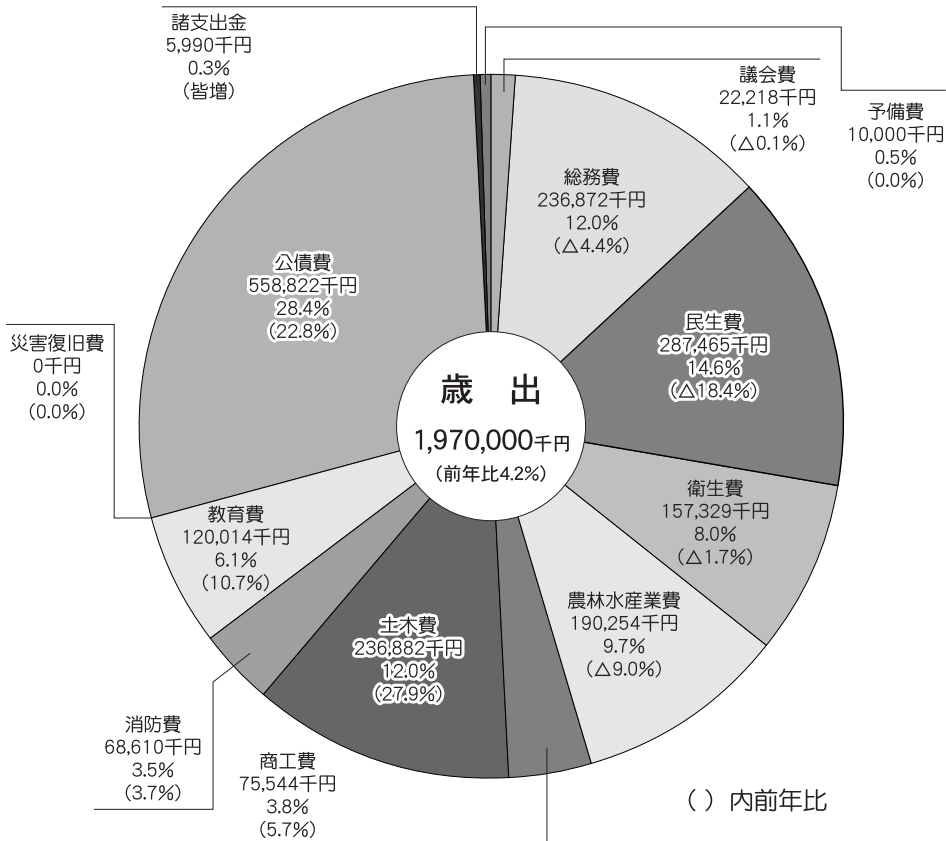


歳入では、村民税で一八万円、固定資産税で大鹿発電施設の減価償却に伴い七二九万円の減額、地方交付税は国の地方財政計画に基づき四、二〇〇万円の増額を見込んでおります。国県支出金の主な内容は村道梨原線改良事業、林道中峰黒川線改良事業、森林造成事業。基金からの繰入金の主な事業は、長期債繰上償還事業、林道鳥倉線等単独改良事業、村営住宅改修事業となっております。村債は村道梨原線の道路改良工事、高齢者福祉センター改良工事のため増額となっております。

一般会計の歳入内訳表

歳 入	予 算 額 (単位：千円)	主 な 内 容
村 税	213,707	○村民税○法人税○固定資産税○軽自動車税○村たばこ税○入湯税
譲与税・交付金	50,339	○国・県税の一部を一定の基準により譲与・交付されるもの
地方交付税	950,000	○県及び市町村が標準的な一定水準の行政事務を遂行するために必要な経費のうち、村税・譲与税・交付金等の収入見込み額で賅えない財源不足額について国税を一定割合の額で公平に補填するもの
負担金及び負担金	439	○老人施設入所者負担金
使用料及び手数料	33,354	○CATV施設使用料○保育所使用料○家畜診療所等使用料○村営住宅等使用料○博物館等使用料○燃やすすごみ処理等手数料
国庫支出金	92,677	○身体障害者保護費○合併浄化槽設置事業○公営住宅整備事業○道整備交付金事業(村道)○衆議院選挙○へき地児童生徒援助
県支出金	138,393	○身体障害者保護費○授産所施設事務費○後期高齢者基盤安定事業○地籍調査事業○元気づくり支援金事業○福祉医療費○合併浄化槽設置事業○健康増進事業○中山間地域直接支払事業○農山漁村活性化プロジェクト事業○森林整備地域活動支援○野生鳥獣共存の里づくり事業○森林造成事業○道整備交付金事業(林道)○緊急雇用創出事業○ふるさと雇用再生特別事業
財産収入	8,674	○村有土地建物貸付収入○基金利子
寄 附 金	500	○ふるさと大鹿応援寄付金
繰 入 金	235,001	○減債基金○公共施設等整備基金○文教施設整備基金○高齢者福祉基金○森林整備基金
繰 越 金	30,000	○前年度繰越金
諸 収 入	29,416	○水源林造成受託事業○授産所施設受託収入○砂利採取協力金○市町村振興協会交付金○介護給付費収入
村 債	187,500	○過疎対策事業債○臨時財政対策債
計	1,970,000	

歳出



歳出では、土木費で五、二〇〇万円（前年比二七・九％）の増額となりました。これは主に村道梨原線改良事業の早期完成（H二十一年度完成予定）を見込み、事業費が増大したもののによります。教育費では一、一六〇万円（前年比一〇・七％）の増額となりました。これは、小中学校の校内LAN等情報機器整備によるものです。

尚、公債費については一〇、三六二万円（前年比二二・八％）の増額となっています。これは財政健全化計画及び公債費負担適正化計画に基づく繰上償還元金を計上したため増額となっております。通常の償還においては六四八万円（前年比一・七％）の減額となっています。

ソフト面では、「日本で最も美しい村」推進事業や都市へのPR事業と交流事業、高校生の麻疹・風疹や中学生までのインフルエンザ予防接種費用の全額公費負担、在宅乳幼児への絵本の配布事業等が継続事業で計画されています。

各会計予算概要

(単位：千円)

会 計	平成21年度当初予算額	平成20年度当初予算額	増 減 額	増減率 (%)
一 般 会 計	1,970,000	1,890,000	80,000	4.2
国民健康保険特別会計	159,126	165,529	△ 6,403	△ 3.9
診療所特別会計	110,766	114,200	△ 3,434	△ 3.0
村営水道特別会計	97,647	89,010	8,637	9.7
老人保健医療特別会計	3,959	21,935	△ 17,976	△ 82.0
介護保険特別会計	162,185	173,347	△ 11,162	△ 6.4
後期高齢者医療特別会計	19,796	21,845	△ 2,049	△ 9.4
合 計	2,523,479	2,475,866	47,613	1.9

一般会計の費目別主要事業

歳 出	予算額 (単位：千円)	主 な 事 業 名
議 会 費	22,218	○村議会運営経費
総 務 費	236,872	○庁舎敷地公衆トイレ建設事業○美しい村づくり事業○元気づくり支援金事業○村外通勤補助○CATV施設改修事業○衆議院議員選挙経費○地籍調査事業
民 生 費	287,465	○高齢者福祉センター等設備事業○老人福祉事業○在宅福祉事業○在宅介護支援センター運営事業○授産施設運営事業○保育所運営事業○社会福祉協議会補助金
衛 生 費	157,329	○後期高齢者医療負担金○患者輸送車運行事業○予防・健康増進事業○環境等パトロール事業○合併浄化槽等設置補助事業○し尿・ごみ処理事業
農林水産業費	190,254	○林業技術育成事業○園芸施設設置事業○獣害防止対策事業○家畜診療所運営事業○中山間地直接支払事業○農山漁村活性化プロジェクト事業○造林・林道改良等事業
商 工 費	75,544	○観光情報の受発信○村路線バス運行委託○商工会・観光協会補助○観光施設維持修繕○大西公園整備事業○村内案内板整備事業
土 木 費	236,882	○村道改良・維持工事○河川・農地維持経費○村営・公営住宅管理運営
消 防 費	68,610	○常備・非常備消防業務○山岳遭難救助業務
教 育 費	120,014	○小中学校教育○高校通学補助○歌舞伎伝承事業○文化施設管理運営○公民館活動事業
災 害 復 旧 費	0	
公 債 費	558,822	○長期償還元金・利子
諸 支 出 金	5,990	○基金積立利子
予 備 費	10,000	
計	1,970,000	

平成21年3月

大鹿村議会定例会報告

平成二十一年三月大鹿村議会定例会が三月九日から十六日までの八日間の会期で開会されました。

今定例会に提案された議案等は、条例案件九件、公共施設の指定管理者の指定三件、村道の路線認定一件、下伊那北部町村の総合事務組合設立の承認一件、教育委員の任命同意一件、平成二十年度補正予算六件、平成二十一年度当初予算七件、の二十八件で、すべて原案どおり承認・可決されました。陳情一件は審議の結果採択されて、意見書が上局に提出されました。また一般質問は五名の議員からありました。

付議事件

議案第一号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議員報酬の減額を一年延長

議案第二号 大鹿村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

正副村長、教育長の給料の減額を一年延長

議案第三号 大鹿村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

の制定について

の制定について

介護従事者の処遇改善費用のための介護保険料の急激な上昇を抑制するため基金を設置

議案第四号 在宅介護支援センター設置および管理に関する条例を廃止する条例の制定について

業務の内容が地域包括支援センターに移行したため

議案第五号 大鹿村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高齢者生活支援ハウスの増

築に伴う名称の変更

議案第六号 大鹿村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

国民健康保険運営協議会委員の定数変更

議案第七号 大鹿村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

介護保険料の改訂

議案第八号 大鹿村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

普通徴収の保険料の納期の特例(七月から三月)

議案第九号 大鹿村デイサービス施設・短期保護施設の指定管理者の指定について

大鹿村社会福祉協議会を指定

議案第十号 大鹿村生活支援ハウスの指定管理者の指定について

大鹿村社会福祉協議会を指定

議案第十一号 大鹿村牧場の指定管理者の指定について

みなみ信州農協を指定

議案第十二号 平成二十年度大鹿村一般会計補正予算について

大鹿村国民健康保険特別会計補正予算について

議案第十四号 平成二十年度大鹿村立診療所特別会計補正予算について

議案第十五号 平成二十年度大鹿村営水道特別会計補正予算について

議案第十六号 平成二十年度大鹿村介護保険特別会計補正予算について

議案第十七号 平成二十年度大鹿村後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第十八号 平成二十一年度大鹿村一般会計予算について

議案第十九号 平成二十一年度大鹿村国民健康保険特別会計予算について

議案第二十号 平成二十一年度大鹿村立診療所特別会計予算について

議案第二十一号 平成二十一年度大鹿村営水道特別会計予算について

議案第二十二号 平成二十一年度大鹿村老人保健医療特別会計予算について

議案第二十三号 平成二十一年度大鹿村介護保険特別会計予算について

議案第二十四号 平成二十一年度大鹿村後期高齢者医療保険特別会計予算について

議案第二十五号 大鹿村道路線の認定について

下市場六号線、葦原神社線

議案第二十六号 下伊那北部総合事務組合の設立について

火葬場の設置及び管理運営、北部五町村の事務を共同実施するための事務組合の設立

議案第二十七号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の通勤手当の減額を一年延長

議案第二十八号 教育委員の任命につき同意を求めるについて

教育委員の選任

議員発議

発議第一号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限延長を求める意見書の提出について

発議第二号 細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書の提出について

陳 情 書

○細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期予防接種化を求める陳情
採択

一 般 質 問

「茂木 寛議員」

*村長就任の公約について

（村長）第三次大鹿村総合振興計画で樹立した六つの体系に沿って実施してゆきたい。地域を取り巻く環境は大変厳しく一度に進まないとは思いますが、事業の実施に当たっては話し合いによって、見直しをおこないながら着実に実施して、住んでよかつたと思う村づくりを進めたい。広報誌などで機会あるごとにお知らせしたい。

「北島千良穂議員」

*日本で最も美しい村づくり（観光）について

（村長）「失った二度と取り戻せない日本の農山村の景観・文化を守る活動」を念頭に置き、農林産物の活用によって小規模な生産物からも収入を得られる施策、また林業従

事者の確保等も図りたい。日本風景街道の指定を機に木曽、高遠等と連携を模索しながら点から線への転換を図りたい。景観条例の制定に向けて取組みを強化したい。

「小沢 正義議員」

*定額給付金について

（村長）関連法案が決まって具体的に実施できるようになった。給付申請書を村から世帯主に郵送し、その書類で申請していただき、審査をおこなった後世帯主の口座へ振り込む方法です。申請には本人確認の手続きが必要のため、役場の職員が各自治会へ出向いて申請を受け付ける方法も計画しております。口座を持っていない方には役場で現金をお渡しします。

*デジタルチューナーの配布について

（村長）平成二十三年七月までは今の状態のままテレビの受信はできますが、デジタル放送も受信して視聴できるよう各戸に一台チューナーを配布します。現在機械の選定をおこなっておりますが、夏頃をめどに役場の職員が配布します。簡単に取付はできますが、希望される方には取り付

けて設定までおこないます。宅内配線、分配器などの取替が必要となる場合は個人負担で工事をお願いします。

「熊谷英俊議員」

*村民の意見・要望の集約方法について

（村長）今までも研究会や検討会等開催してきたが結論がなかなか見出せないケースがあった。議員からテーマを決めて集会をとのご提案ですが検討したい。これからも情報の提供を積極的に行っていきたい。

*空き家・遊休地対策について

（村長）所有者に対して売却、賃貸の希望をとって紹介をしているが、所有者の想いもあつて思うように実効が上がっていないが重要な問題であり地道におこなっていききたい。現在まで、紹介件数二十件の内、契約成立七件となっています。所有者に対して新税をとのご提案ですが固定資産税が課税されておりこの導入は困難と思います。

「矢澤 正義議員」

*税金の分割納付について

（村長）村税のうち個人住民

税と固定資産税の納期は村の条例によってそれぞれ四期に分けて納付することとなっています。特別の事情がある場合には分割納付が認められておりますが、特別の事情とはありますが、特別の事情とは災害等によって財産が失われた場合等を指すものと考えます。

*村内交通網をどのように考えているか

（村長）本年一月末で村内のタクシー業者が業務を廃止しました。これにより困りの皆さんもおられると思います。今後はNPO法人のあんじゃネット大鹿の皆さんが過疎地有償運送の登録申請をおこなっております。この手続きを済ませて業務を開始する予

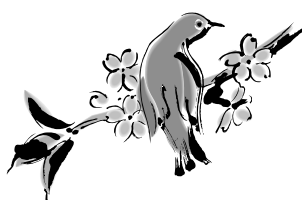
定となっております。利用対象者は村内に住む高齢者や車の運転ができない方で、有償運送の利用会員として登録された方となります。登録は初めの利用申し込み時でよいようですが、利用する三日前までに申し込みをする予約制となっております。現在スタッフの確保をおこなっています。

教育長に 大島博人氏



平成十七年度より不在であった教育長に三月議会の同意を得て、新しく大島博人さん（五十七歳）が教育委員となり、後日の教育委員会で教育長に選任されました。

任期は平成二十一年四月一日から平成二十五年三月三十一日の四年間です。



日本で最も美しい村づくり推進本部 全体会議開催

3月19日(木)交流センターに於いて開催された全体会議におかれまして、平成21年度の推進計画が確定しましたので皆様にお伝え致します。

平成21年度 大鹿村日本で最も美しい村づくり推進計画

①日本風景街道と沿道景観整備

清掃活動の充実、クリーンパトロールの実施、花木の植栽、花を飾る工夫、ペンキ塗り、道路穴埋め、自治会との連携強化

②美しい景観を育てる

景観条例や景観計画の策定、景観モデル地区、「美しい村案内人」講座、景観を損ねないものの推進、景観に配慮した公共工事、小中学校との協力

③大鹿ブランドの構築とPR活動の推進

大鹿ブランドの構築、大鹿の“味”の確立、美しい大鹿村の再発見

④美しい村と伝統文化等の保存・継承

大鹿歌舞伎の後継者づくり、歴史を生かした取組み、集客施設の整備

⑤役場推進体制の確立

CATVによる広報、朝掃除の継続

⑥平成21年度日本で最も美しい村づくり全体スケジュールの確認

(各団体による年間スケジュールの確認)

⑦自治会、各団体実施の事業についての補助金

- ・ふるさと保全活動補助金(事業主体 大鹿村)
遊休荒廃地対策のため景観形成作物の植栽事業の苗代、肥料代の補助
募集締切 随時
問合せ 産業建設課農林係
- ・信州ふるさとの道ふれあい事業(アダプトシステム)(事業主体 長野県)
自治体と地域住民が役割分担について協定締結、美化運動推進
国道、県道の清掃植栽活動等への補助
募集締切 4月30日
問合せ 産業建設課建設係
- ・大鹿ふるさとの道ふれあい事業(アダプトシステム)(事業主体 大鹿村)
村道、林道、農道の清掃植栽活動等への補助
募集締切 随時
問合せ 産業建設課建設係



the most beautiful
villages
in japan
「日本で最も美しい村」

**失ったら二度と取り戻せない大鹿村の風景や自然・文化を守り伝えるため
皆様のご協力をお願いいたします。**

平成21年度から65歳以上の方の

介護保険料が変わりました



介護保険は3年ごとに事業計画の見直しをしています。

平成21～23年度(第4期)の大鹿村介護保険計画では、65歳以上(第1号被保険者)の方の介護保険料が下表のとおりになりました。

介護保険制度の健全な運営に努めてまいりますので、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

対 象 者		基準割合	月額保険料
第1段階	○生活保護受給者 ○村民税非課税世帯で老人福祉年金受給者	基準額×0.5	1,600円
第2段階	世帯員全員が村民税非課税で課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方	基準額×0.5	1,600円
第3段階	世帯員全員が村民税非課税で課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円を超える方	基準額×0.75	2,400円
第4段階	村民税が課税されている世帯員がいるが本人は村民税非課税の方	基準額	3,200円
第5段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	4,000円
第6段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5	4,800円

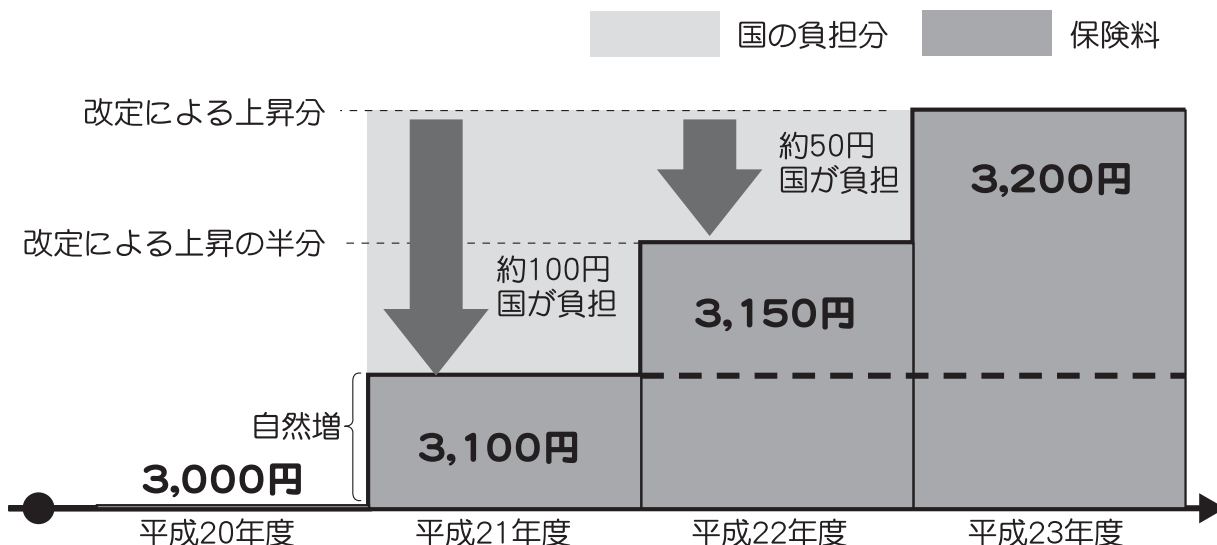
国による介護保険料の軽減があります

介護従事者の処遇の改善をするために、平成21年度からプラス3%の介護報酬の改定がされました。

これに伴い65歳以上の方が納める介護保険料も上昇します。

しかし、その上昇分を国が負担します。(平成21年度は上昇分の全額、平成22年度は半額)

○保険料上昇抑制のイメージ (第4段階：基準額の例) ○



税 務 だ よ り

平成21年4月号

平成21年度 村税等の課税月一覧

課税月 税 目		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	備 考
村・個人 ・県民税	徴収 普通			1 期			2 期	3 期			4 期			年 4 回
	* 徴収 特別	11 期	12 期	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10 期	毎 月
固定資産税			1 期		2 期				3 期			4 期		年 4 回
軽自動車税		1 期												年 1 回
* 国民健康 保険税		1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10 期	11 期	12 期	毎 月

* 個人住民税の特別徴収は、会社勤めの方で毎月の給与から源泉税等を天引きされている方です。(特別徴収の場合は、6月から翌年5月までの12ヶ月が1年分の課税月となります。網掛け部分は、前年分となります。)

* 国民健康保険税は、4月から6月まで 暫定、7月に本算定となり年間の額が確定されます。

◎村税等のお支払は……便利な口座振替をご利用ください。

口座振替は預金口座から自動的に払い込まれるため、納期のたびに金融機関等へ行く必要が無く、また払い忘れがありません。納付の確認は通帳記帳によりできます。

【取扱金融機関】 JAみなみ信州、飯田信用金庫、郵便局

【申し込み手続き】 役場または取扱金融機関に申込書がありますのでご利用ください。

■個人住民税の公的年金からの特別徴収制度が始まります。

平成21年10月から、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度導入に伴い、公的年金に係る所得に対する個人住民税(村県民税)のお支払方法が変わります。

公的年金を受給されていて、個人住民税の納税義務のある方は、現在、役場、金融機関等に出向き、窓口で納付書により個人住民税のお支払または口座振替をご利用いただいておりますが、今回の制度導入により、個人住民税が公的年金から特別徴収(天引き)されることとなります。

■導入の経緯

今後の高齢化社会の進展に伴い、公的年金を受給する高齢者が増加することが予想されています。そこで、高齢者である公的年金受給者の納税の便宜を図るとともに、市町村における徴収の効率化を図る観点から、個人住民税の公的年金からの特別徴収(天引き)制度を導入するものです。

■対象となる方

個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金の支払いを受けた方で、当該年度の4月1日現在(平成21年度は平成21年4月1日)において、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方となります。

ただし、次の方は特別徴収(天引き)の対象となりません。

- 老齢基礎年金等の給付額の年額が18万円未満の方
- 当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超える方

- 介護保険料が年金から特別徴収(天引き)されていない方

■対象となる税額

厚生年金、共済年金、企業年金などを含む全ての公的年金等に係る所得割に応じた税額および均等割額が特別徴収(天引き)の対象となります。

ただし、その税額は、老齢基礎年金または老齢年金、退職年金等からのみ特別徴収(天引き)します。[いわゆる2階・3階部分の年金からは特別徴収しません]

■実施時期

平成21年10月支給分の年金から

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度では、受給者が支払うべき個人住民税を社会保険庁などの「年金保険者」が市町村へ直接納め、受給者には、年金から個人住民税を差し引いた差額が支払われることになります。納税のために金融機関に出向いたり、現金を用意する必要がありません。

* この制度は、個人住民税のお支払方法を変更するものであり、これにより新たな税負担は生じません。

また、年金所得以外の所得に係る個人住民税および対象とならない方の個人住民税については、従来どおりの方法によりお支払いいただくことになります。

軽自動車税の身障者等減免申請は4月23日(木)までです。

○身体に障害のある方または知的障害、精神障害のある方のために使用される軽自動車等で、一定の要件に該当するものは、納税義務者等の申請により軽自動車税を全額免除します。

□減免の対象となる軽自動車等

1. 軽自動車等の所有者（納税義務者）および台数等

軽自動車等の所有者（納税義務者）	障害者本人または障害者と生計を同一にする者
減免対象となる台数	身体障害者、知的障害者、または精神障害者1人につき1台（自動車、バイク等を含む）

2. 軽自動車等の使用目的

*自動車検査証に自家用と記載されている軽自動車に限る。

障害者本人が運転する場合	使用目的は問いません
障害者と生計を同一にする方が運転する場合、または障害者を常時介護する方が運転する場合	障害者の通学・通院・通所・生業のために使用する場合

□減免の対象となる障害の範囲

		身体障害者本人運転の場合	生計同一者運転の場合または常時介護者の運転の場合
身体障害者手帳	視 覚	1級～4級	1級～4級
	聴 覚	2級、3級	2級、3級
	平 衡	3級	3級
	音 声	〃	—
	上 肢	1級、2級	1級、2級
	下 肢	1級～6級	1級～3級
	体 幹	1級～3級、5級	〃
	脳原性(上肢)	1級、2級	1級、2級
	脳原性(移動)	1級～6級	1級～3級
	内 部 障 害	1級、3級	1級、3級
	免疫機能障害	1級～3級	1級～3級
		身体障害者本人運転の場合	生計同一者運転の場合または常時介護者の運転の場合
戦傷病者手帳	視 覚	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
	聴 覚	〃	〃
	平 衡	〃	〃
	音 声	特別項症～第2項症	—
	上 肢	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
	下 肢	〃	〃
	体 幹	〃	特別項症～第4項症
	内 部 障 害	〃	特別項症～第3項症
知 的 障 害 者		療育手帳のA 1またはA 2の交付を受けている方	
精 神 障 害 者		精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている方	

①内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱または直腸若しくは小腸の機能障害のことをいいます。

②免疫機能障害とは、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のことをいいます。

③音声機能障害は、咽頭摘出による場合に限ります。

④2以上の障害区分がある場合は、個々の障害区分の程度等につき減免の対象となるか判断になりますので、役場(税務係)までお尋ねください。

□ 提出書類および提示書類

- ①軽自動車税減免申請書（税務係の窓口にあります） ②自動車検査証または標識交付証明書
 ③身体障害者手帳等（原本） ④運転する方の免許証 ⑤印鑑

□ バイクや自動車を譲渡・廃車したときは…

○自動車税・軽自動車税は、4月1日現在の車・バイク等の所有者に課税されます。

○車の売買・譲渡・廃車をしたときは、早めに名義変更や廃車の手続きをして下さい。また、引っ越して住所が変わったら、住民票の手続きだけでなく、クルマの変更手続きもしましょう。

国民年金便り

平成21年4月号
住民税務課住民係

国民年金保険料の納付についてのご案内

平成21年4月～平成22年3月分の国民年金保険料は月額「14,660円」です。
保険料の納付は便利でお得な口座振替・前納がお勧めです。

◆**口座振替** 例えば、当月末に口座振替(早割)すると月々「50円」の割引となります。また、まとめて1年分を口座振替すると「3,690円」の割引になります。

※お申し込み方法 口座振替申出書に必要な事項を記入・押印し、金融機関窓口にご提出ください。

また、飯田社会保険事務所にお申し込みされるか、ご郵送いただいても結構です。

◆**前納** 例えば、現金で1年分をまとめてお支払いいただくと「3,120円」の割引です。また、6カ月分をまとめてお支払いの場合「710円」の割引となります。

※お支払方法 「納付期限」にご注意の上、領収日付印欄に「前納」と記載された納付書をご使用ください。
なお、現金での前納は、1年分または6か月分以外の期間を前納していただくこともできますので、飯田社会保険事務所へご連絡ください。

飯田社会保険事務所の住所等は下記になります。郵送等される場合は参考にしてください。

〒395-8655 飯田市宮の前4381-3 飯田社会保険事務所

◆平成21年度国民年金保険料納入額表

平成21年度	1ヵ月分	6ヵ月分	1年分
現金支払い(月々)	14,660円	87,960円	175,920円
現金支払い(前納) 割引額		87,250円 710円	172,800円 3,120円
口座振替(前納) 割引額	14,610円 50円	86,960円 1,000円	172,230円 3,690円



〈お問い合わせ先〉 飯田社会保険事務所 ☎22-3641 役場住民係 ☎39-2001

平成22年歌会始のお題及び詠進歌の詠進要領

1. 平成22年歌会始のお題

「光」と定められました。「月光」のように熟語にしても、「光る」のように訓読みしても差し支えありません。

2. 詠進歌の詠進要領

(1)詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。

(2)書式は、半紙(習字用の半紙)を横長に使い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名、氏名(本名、ふりがなつき)、生年月日及び職業(なるべく具体的に)を縦書きで書いてください。無職の場合は「無職」と書いて下さい。(以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください。)なお、主婦の場合は単に「主婦」と書いても構いません。

(3)用紙は、半紙とし、自筆で自書してください。但し、海外から詠進する場合は、用紙は随意とし毛筆でなくても差し支えありません。

(4)病気または身体障害のため毛筆にて自書することが出来ない場合は下記による事が出来ます。

ア. 代筆(墨書)による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

イ. 本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

ウ. 視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。

3. 注意事項

次の場合には、詠進歌は失格となります。

(1)お題を読み込んでいない場合

(2)一人で二首以上詠進した場合

(3)詠進歌が既には発表された短歌と同一または著しく類似した短歌である場合

(4)詠進歌を歌会始の行われる以前に新聞、雑誌その他の出版物、年賀状等により発表した場合

(5)二の(4)に記した代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆と認められるすべての詠進歌

(6)住所、氏名、生年月日、職業を書いていないものその他この詠進要領によらない場合

4. 詠進の期間

お題発表の日から9月30日までとし、郵送の場合は、消印が9月30日までのものを有効とします。

5. 郵送のあて先

「〒100-8111 宮内庁」とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は小さく折って封入して差し支えありません。

6. 疑問がある場合

直接、宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、9月20日までに問い合わせてください。

また、宮内庁ホームページ (<http://www.kunaicho.go.jp/>) を御参照下さい。

職業	電話	住	〒	お題
氏名	番号	所		「光」
名	号			

平成21年4月より下伊那北部総合事務組合を設立しました 北部地区5町村による火葬場の共同設置を進めてまいります

北部地区5町村(松川町、高森町、喬木村、豊丘村、大鹿村)では火葬場がないことから、5町村での共同設置について検討しておりますが、この度各町村議会の承認のもと、下伊那北部総合事務組合(一部事務組合)を設置し、火葬場の共同設置や事業の共同実施等を進めてまいりますのでお知らせします。

なお、組合の概要は次のとおりです。

【組合の概要】

項 目	内 容
認 可 日	平成21年4月1日
組 織 構 成 町 村	松川町、高森町、喬木村、豊丘村、大鹿村
共同処理する事務	・火葬場の設置及び管理、運営 ・広域的な行政課題の調査研究、事業の共同実施(観光振興、職員研修等)
事 務 所 所 在 地	豊丘村役場
組合議会の議員数	12名(各町村議会の議員から選出)
経 費 の 負 担	火葬場の用地取得費や建設事業費等は、今後開催される、組合議会において決定されます。

【候補地に関する情報提供の結果】

北部地区5町村では、広報紙等を通じて、昨年12月15日までの約2ヶ月間、火葬場の候補地に関する情報を募集いたしました。その結果、北部地区の住民の皆様から16箇所の情報をお寄せいただきました。ご協力誠にありがとうございました。

現在、候補地選定委員会において、アクセス等の利便性や経済性(用地取得費、造成費等)、周辺環境の状況等を考慮して、候補地を数箇所に絞り込み、皆様のご理解とご協力を得ながら候補地の選定を進めております。

4月1日より、定額給付金の申請書受付が始まりました

定額給付金の対象者は、平成21年2月1日(「基準日」といいます。)現在で、当村の住民基本台帳に記録されている方又は当村の外国人登録原票に登録されている方で、給付額は次のとおりです。

65歳以上の方、18歳以下の方：1人当たり20,000円
上記以外の方：1人当たり12,000円

また、定額給付金は申請を行い、給付を受けるのは、**原則として基準日現在での世帯主(外国人の場合は給付対象者)**となります。

既に、申請書はお手元に届いていると思いますが、期間内の申請をお願いします。

なお、受付期間・申請方法等につきましては次のとおりです。

【申請期間】 平成21年10月1日(木)まで
(郵送申請の場合は10月1日消印有効)

【申請方法等】

- ① 窓口申請方式：申請者が、記載・押印した申請書を村の窓口へ提出し、村が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- ② 窓口現金受領方式：申請者が申請書を村の窓口へ提出し、村が当該窓口で現金により給付する方式

- ・原則、口座振替とする為、金融機関の口座をお持ちでない方など、振込による給付が困難な方が対象です。また、口座振替の手続と合わせて処理するため、給付日については、後ほど文書でご連絡させていただきます。

- ③ 郵送申請方式：申請者が申請書を郵送により村へ提出し、村が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

【申請時に提示又は添付いただくもの】

上記①・②による申請の場合は、次のものを**ご提示**いただきます。

- ア. 申請者本人の確認ができる公的身分証明書(運転免許証等)
- イ. 振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳(記載内容の確認のため)

上記③による申請の場合は、次のものを申請書に**添付**いただきます。

- ア. 申請者本人の確認ができる公的身分証明書(運転免許証等)の写し
- イ. 振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳(記載内容の確認のため)の写し

*** ご不明な点等ございましたら、役場総務課(☎:39-2001)までご連絡ください。**



ろくべん館だより Vol.19

『飯田瞽女のはなし』

館報おあしのかの復刻版をめくってみると、古老の語りの一つに「瞽女と六部のはなし」が載っている。「瞽女（こぜ）」は、三味線を弾き唄をうたつては門付けをして歩く、盲目の女芸人。「六部（ろくぶ）」は、正しくは「六十六部」といい、日本中の六十六カ所の霊場に書写した法華経を納めるため、諸国を行脚した僧のことである。館報に載っている話は、この二人がたまたま同宿したことで道連れになる話なのだが、その内容は館報復刻版を読んでいたでくことにして、ここでは、大正時代まではおそらくこの辺にも回って来たのだと思われ「瞽女」に注目してみたい。

大鹿のような山奥の村まで、峠を越えて盲目の女の人が歩いてくるのは、並大抵のことではない。はたして本当にそういった瞽女さんたちが、ここまでの道のりをやって来たのかどうかはわからない。しかしもし来ていたとすれば、それは飯田に住んでいた人たちだったと思われる。飯田には江戸時代末期から瞽女屋敷とか瞽女長屋といわれる建物があった。瞽女さんたちはそこに住み、飯田の商家を回っては金銭を稼いだり、近郷近在を訪ねては米や食糧を得たりしていた。

飯田瞽女は、飯田では「瞽女さ」と親しみを込めて呼ばれ、きちんと道理をわきまえた人たちは「物乞い」という捉え方はせず、町の八百屋や魚屋と同じように市井人の一人として見ていたという。門付けといっても、もらう金銭や物品は、三味線を弾き唄をうたつてきかせる正当な報酬という認識で、瞽女さんたちは受け取っていた。

瞽女社会の決まりでは伴侶を持つことが許されておらず、したがって自分の子を持つことはなく、盲目の子を養女として引き取って育て、一家を成すのが普通だった。そうして養女に三味線や唄の芸を教えた。一家の中には半盲の人がいることもあり、その場合芸を習うよりも、「手ひき」といわれる道案内の役をしたリ、家事労働を担当したり、養女の面倒を見たりして、盲目の瞽女たちを助けた。そういった家族を形成した瞽女たちは、明治二十四年の記録を見ると飯田には伊藤組、福本組などと呼ばれる組が六組あったと記されている。

瞽女の一家が生活を立てるためには、飯田市内をまわる「町まわり」と周辺の農村や山村をまわる「在まわり」を組み合わせて、年間のスケジュールをきちんと立てていたようだ。飯田瞽女

が在まわりをする範囲は、江戸時代に瞽女長屋ができてからは、だんだんと狭くなっていったようだが、それ以前は遠く浅間山麓の北佐久郡まで出かけたという。けわしい道のりを旅するうちに、病気になる不帰の客となる瞽女が出たこともあってか、そののち飯田の領内をまわる回数を増やし、遠出をすることは少なくなつた。

この在まわりに出るときには、瞽女宿と呼ばれる決まった家に泊まるが多かつた。宿屋というよりも、その土地の庄屋や有力者の家が宿となつた。

飯田の語り部として知られた矢沢始（レイ）さんは、家に瞽女さんの泊まりに来た時の事をこんなふうに語っている。「瞽女さんがきて泊まるつちゅうと、おばあさんはまわりのうちへ全部男衆や女衆を触れに出させ、そうするとみんな集まってくるの。みんなお茶を飲みながら喜んで瞽女さんの語りを聞くわけ。わたしはみんなが集まってくるまでの間に瞽女さんのそばにっっちゃあ、お話きかせてつてねだつた。それで瞽女さんは旅で聞いてきた話などをきかせてくれたわけです。」「瞽女さんには、お金でくれる家は少なく、方々から米や味噌、豆などを少しずつもらつて風呂敷に包み、それを背負つては帰つて行きました。」明治四十一年に下久堅で生まれ、「私は瞽女さんが好きだつた」という矢沢さんの子供時代に、瞽女さんがどんな存在であつたかを教えてくれる言葉だと思う。

冒頭に触れた「瞽女と六部のはなし」に登場する瞽女は、実は女装をした少年であつた。それに宿に来る時には手ひきも連れず一人だつたようなので、目も不自由ではなかつたのかもしれない。そうとすれば、瞽女というより、三味線を抱えた旅芸人ということになる。本当の瞽女さんが大鹿までやって来たとなれば、労の多さをもいとわない余程の理由があつたに違いない。それは自分たちをいつでも歓待してくれる宿主や村人への義理や人情であつたのかもしれない。

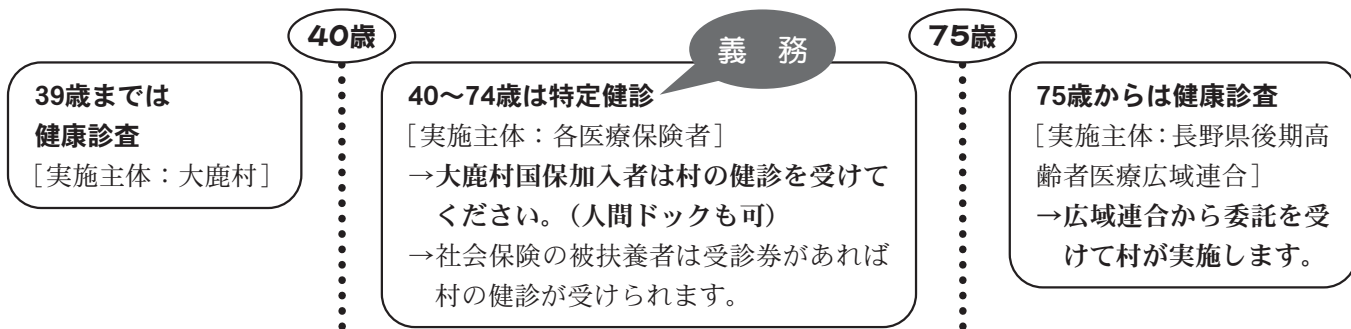
峠を越える瞽女さんたちの姿を、まぶたに思い浮かべてみるに、奥深い山に住む人々との絆に引かれて山道を辿り、またその絆に背を押されて帰り道を辿る、哀愁を漂わせながらもどこか芯の強い後ろ姿が浮かんで来るのである。

飯田長屋に残つた最後の瞽女さんは、昭和三十年代にいなくなつた。

これからは保健師です

自分の体を知るために、年に1度は健康診断を受けましょう！

昨年4月から健診制度が変わり、40～74歳の方に対して生活習慣病の予防と改善に着目した「特定健診」と「特定保健指導」が始まりました。加入している医療保険者からの健診案内により健診を受けていただきます。



平成21年度 村で行う健診

診療所誕生月健診…毎週木曜日午後
ヘルスクリーニング…10月27日

特定健診には**健診受診率**など保険者が24年度までに達成すべき数値目標があり、できない場合は保険者が支払う後期高齢者支援金が割増徴収されます。

結 婚 相 談 員 を 募 集 し ま す

大鹿村の結婚相談員を募集

下伊那北部5町村で結婚相談所を共同設置することになりました。そこで、北部共同結婚相談所との連携や、村の結婚相談事業推進のため、大鹿村の結婚相談員を次のとおり募集します。

募 集 人 員	2名	大鹿村内に居住されている方
職 務 内 容	○結婚の相談 ○結婚希望者の情報収集等 ○北部結婚相談所との連絡調整 ○他町村相談委員会との交流 等	
賃 金	村の規程による報酬	
お問い合わせ先	保健福祉課 福祉係 ☎39-2001 平成21年5月15日までに申し込みにください。	

下伊那北部共同結婚相談所の相談員を募集

下伊那北部5町村では、男女ともに晩婚化、未婚化が進み、少子化が進展する中で、出会いや結婚を真剣に考える独身男女をサポートすることが重要になっていることから、この度、結婚相談事業の充実のため、新たに結婚相談所を共同設置することになりました。

結婚相談所では、各種団体と緊密な連携のもとに、個人情報やプライバシーに配慮しながら、情報収集・提供を行う一方で、北部地区の登録者情報の一元化や専任相談員の配置を行い、より効果的な事業展開を目指します。

そこで、結婚相談所で活動いただき、未来の幸せづくりのサポートをしていただける熱意のある方を次のとおり募集いたします。

募 集 人 員	1名
応 募 条 件	下伊那郡北部地区にお住まいで、普通自動車免許一種をお持ちの方
主 な 職 務	○結婚の相談 ○結婚希望者の情報収集・提供 ○結婚支援のための各種事業の企画実施 ○北部5町村の結婚相談活動の連絡調整
勤 務 日 及 び 時 間	月・火・木・金曜日と第2・4土・日曜日 1日5時間勤務。ただし、月4回程度の相談日は8時間勤務。 (勤務日及び勤務時間は相談に応じます。)
賃 金	月額140,000円
勤 務 先	豊丘村社会福祉協議会
応 募 方 法	平成21年5月15日(金)までに、下記応募先に備え付けの申請書に必要事項を記入のうえ提出してください。
選 考 方 法	面接(詳細は後日通知します)
お問い合わせ 応募 先	社会福祉法人 豊丘村社会福祉協議会 ☎35-1122 大鹿村役場 保健福祉課福祉係 ☎39-2001

ビガーハウスの 利用について

ビガーハウスは、青年団の活動拠点施設として、また、観光案内所として多目的に利用されていますが、四月から観光案内所の運営につきましても、観光協会が担当し事務所を置くことになりました。さらに、営農支援による農業振興を目的に設立された組合の事務所としても当面利用されることになりましたのでお知らせします。

このため、年末年始を除いて昼間は観光案内所として開かれ、観光客の方々に様々な観光情報の提供や地域のPRを行います。また、営農支援の活動なども行われます。

村民の皆さんも観光客の方にご紹介いただくとともに、お気軽にお立ち寄りください。なお、施設の利用などお問合せは役場産業建設課商工観光係へお願いします。



農業改良普及員駐在 制廃止のお知らせ

県組織の構造改革により、この四月より農業改良普及員の駐在制が廃止になります。県内で普及員の駐在を残しているのは、下伊那の根羽・平谷、南信濃・上、大鹿の三方所でしたが、職員の人員削減が進む中で、下伊那の駐在制も廃止されることとなりました。

これまで、普及員が大鹿村役場内に常駐していましたが、今後は、飯田合庁内にある農業改良普及センターから、大鹿村に出向くこととなります。ただ集合勤務となっても、大鹿村専属の担当普及員があり、今までどおり村の農業振興を支援してまいります。

なお、普及員に連絡を取りたい場合は、役場に連絡いただくか、下伊那農業改良普及センター（直通 ☎ 5310436）へご連絡ください。



林業従事者の 募集について

大鹿村の自然や景観を形成する森林は、土砂崩壊防止をはじめ、きれいな空気や水、木材などの資源を供給してくれる大切な財産です。

大鹿村ではこの森林を守り育てるため、村内の事業者が森林整備事業を積極的に実施していけるよう、林業従事者の技術取得と新規雇用を促進する「林業技術者育成補助」を行います。

この補助は林業従事者を雇用する事業者に対して行うもので、働く方は村内の事業所で安定して森林整備作業を行うことができるため、村内への定住促進につながることを期待されます。森林を整備する意欲のある方が大鹿村内外から広く来ていただきましますようお願いいたします。

なお、雇用内容のお問合せは各事業所となりますが、内容を詳しく知りたい場合は、役場産業建設課農林係へお問合せください。

信州に泊まるう！ 県民宿泊キャンペーン

長野県民の皆さんに県内の宿泊施設を利用していただく「信州に泊まるう！ 県民宿泊キャンペーン」を実施しています。期間中、宿泊利用回数に応じて、1,000名の方に抽選で宿泊補助券や県産品をプレゼントします。また、宿泊施設や旅行会社において、お得な宿泊プラン（※④宿泊プラン）を用意している所もあります。詳しくは、長野県公式観光ウェブサイトをご覧ください。 <http://www.nagano-tabi.net/>

キャンペーン期間

平成21年2月20日 から 平成21年7月20日

お問い合わせはこちらまでお願いします。――

信州・長野県観光協会 ☎026 - 234 - 7219

県庁観光振興課 ☎026 - 235 - 7254

楽姓クラブWAZO

「南信州地域づくり大賞 奨励賞」受賞

楽姓クラブWAZOの皆さんがこのたび、南信州地域づくり大賞で奨励賞を受賞しました。

楽姓クラブの皆さんは平成十四年から上蔵地区の景観を守ろうと、福德寺周辺の遊休農地に花や野菜を植え地域の活性化に努められています。また、学校給食の地産地消推進に応え生産した野菜を提供したり、小学生や都市、オーストラリア

のエコツアーなどの国際交流にも積極的に取り組まれています。



電源立地地域対策交付金 事業に取り組んでいます

電源立地地域対策交付金は電源地域で行われる公共施設整備や、住民福祉の向上に資する事業に対して交付金を

交付することで、発電用施設の設置に係る地元の理解促進等を図ることを目的としています。

同交付金は、平成十五年十月一日に電源立地促進対策交付金、電源立地特別交付金等を統合して創設されました。統合された各交付金等の従来の対象事業に加えて、新たに地域活性化事業（ソフト事業）が交付対象事業に追加され、幅広い事業が実施可能となりました。

交付金の対象となる「電源地域」とは、建設準備中・工事中・運転中の発電用施設が所在する市町村とその周辺の市町村のことです。

大鹿村ではこの交付金を受け、公共施設整備事業として平成十九年度に林道中峯黒川線中峯、平成二十年度に同林道梨原の舗装修繕工事を行いました。また、地域活性化事業として保育所保育士の人件費に充て、福祉サービスの充実を図っています。



村の税金等が郵便局でも支払えます

四月から発行します納付書で、村の税金や使用料等が、郵便局でもお支払いできるようになりました。

尚、四月以前に発行した納付書や、一部、郵便局でも扱いがない場合がありますので、納付書に記載してあります納付場所のご確認をお願いします。

取扱い金融機関等

- みなみ信州農業協同組合
- 八十二銀行
- 飯田信用金庫
- 長野県・新潟県内の
ゆうちょ銀行、郵便局
- 大鹿村役場

大鹿村内では

- 農協大鹿事業所
- 大鹿郵便局
- 鹿塩郵便局
- 大鹿村役場

税金等の期限内納付のご協力をお願いします。

松川インター駐車場有料化のご案内

◆防犯対策

平成二十一年四月一日から松川インター駐車場は有料になり、自動精算機を設置し駐車料金を戴くようになります。

◆有料化に伴う効果

有料化に伴う収益は、駐車場の運営管理や施設整備費用として有効に活用していきます

◆駐車料金

入場より六十分まで 無料
1日1回 400円
2日目以降 300円/日
※1日とは当日午前0時より翌日午前0時まで

◆駐車できる車両

普通自動車・小型自動車
軽自動車

◆駐車場の利用手順

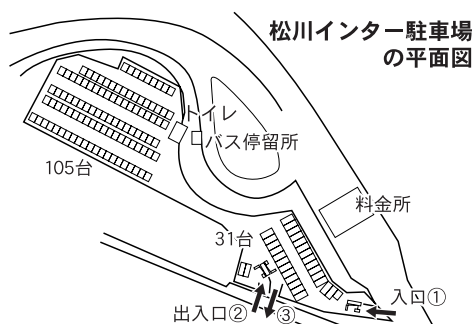
〔入口〕

図①（IC料金所手前）もしくは図②（町道沿い）の入り口から進入すると、駐車券発行機から駐車券が自動発行され、抜き取るとゲートが開き入車できます。

〔出口〕

出口は図③（町道沿い）一箇所です。

駐車券を自動料金精算機に入れ、精算が完了すると、ゲートが開き出車できます。



◆お問合せ先

松川町役場産業振興課
商工観光係
☎ 3617027

平成21年

人事異動

小学校関係

退職

校長 北林 昇

転出

教諭 平田 泰文

(飯田市立鼎中学校)

転入

校長 北澤 保美

(竜峡中学校教頭)

教諭 福与 泰安

(赤穂中学校)

教諭 田中 良

(阿智第三小学校)

転出

教諭 片瀬 月子

(伊那市立伊那西小学校教頭)

教諭 池田 頼正

(飯田市立川路小学校)

養護教諭 久保田 治子

(松川町立松川中学校)

事務主事 西澤 理恵

(長野市立加茂小学校)

転入

校長 山田 仁

(松尾小学校教頭)

教諭 宮島貴久子

(下久堅小学校)

教諭 野原 廣人

(松川東小学校)

事務主幹 松下 照子

(豊丘北小学校)

中学校関係

退職

校長 清水 正明

役場関係

3月31日付退職

大島 博人

(住民税務課長)

小塩 明美

(保育所長補佐)

米澤 眞澄

(大鹿村授産所)

太田 真作

(住民税務課管理係)

立花 ますみ

(役場庁舎管理委託)

県派遣研修終了

下伊那地方事務所林務課

青木 則裕

(産業建設課農林係)

農業改良普及員駐在制廃止

下伊那農業改良

普及センター阿南支所

木下 倫信

(農業改良普及員)

異動

総務課長

松澤 武裕

(保健福祉課長兼保育所長)

会計管理者兼住民税務課長

島崎 英三

(教育委員会事務局長)

保健福祉課長兼保育所長

小塩 宗樹

(産業建設課商工観光係長)

総務課課長補佐兼企画財政係長

吉田 敏彦

(総務課財政係長)

産業建設課商工観光係長

足助 義則

(総務課企画係長)

大鹿保育所所長補佐

板山 裕子

(大鹿保育所)

総務課

宮坂 浩二

(産業建設課建設係)

産業建設課

丸山 翔

(総務課企画係)

下伊那農業改良

普及センター大鹿担当

藤巻 隆太

4月1日付新規

総務課

本田 章吾(臨時職員)

住民税務課

田中 清貴(臨時職員)

大鹿村教育委員会

小塩 明美(臨時職員)

大鹿村授産所

米澤 眞澄(臨時職員)

大鹿村授産所

塩澤 光江(臨時職員)

役場庁舎管理

笹木 麻香(委託)

患者輸送車運転手

小原 寿夫(委託)

飯田警察署
大鹿村駐在所

転出

平松 広志

(伊那警察署美篤駐在所)

転入

森下 竹志

(阿南警察署富草駐在所)

国土交通省

天竜川上流河川事務所

小渋川砂防出張所

転出

所長 林 守人

(揖斐川砂防出張所長)

転入

所長 竹内 寛幸

(浜松河川国道事務所中ノ町出張所長)

大鹿森林事務所

転出

森林官 佐野 智一

(飛騨森林管理署楊尾森林事務所森林官)

転入

森林官 近江澤 利美

(飯田治山事業所主任)

消防団関係

団長 松尾 勲

副団長 森下 敏彦

分団長 北島 泰治

副分団長 釜村 孝一

副分団長(兼旗手)

田中 康啓

機関長 田中 靖

救護長 森本 千佳志

第一班長 下澤 寛

第二班長 紙谷 雅幸

第三班長 塩澤 英明



転退職員挨拶



青木 則裕

県研修派遣職員として産業建設課農林係におきまして、一年間という短い期間でしたが公私ともに大変お世話になりました。昨年からは長野県森林づくり県民税が設けられ、村内でも税を活用した事業の実施について、皆様のご協力をいただいたところです。

また、短い期間ではありましたが「日本で最も美しい村・大鹿村」に住むことができ、その魅力を体感することができたことは、大変貴重な経験であったと思います。

四月からは下伊那地方事務所林務課勤務となりますが、大鹿村での経験を活かしていきたいと思っています。ありがとうございました。



太田 信作

この度、三月末をもって退職することになりました。在



木下 倫信

職中は住民税務課管理係において国土調査を担当しておりましたが、特に昨年の調査地区であった、鹿塩北入地区の方々には様々なご協力を頂きました。至らないところも多々あったかとは思いますが、誠にありがとうございました。短い間ではありましたが、この村で過ごした事は、今後、何か事ある毎に思い出することになると思います。最後になりましたが、今後の村のご発展をお祈りし、お別れの挨拶とさせていただきます。

大鹿村の駐在普及員として一年間という短い期間、皆様方には大変お世話になり感謝申し上げます。また、十分な仕事もできないままに移動することを詫言ひ申し上げます。やっと村内の状況もわかり、いざこれから本来の仕事ができると思っていた矢先の移動で、何もかもが心残りです。ただ村の担当になったこと

で、他の地域にはない魅力を感じることができました。村内には心に残る風景が多く、まさに「日本で最も美しい村」だなと感じています。

これからは、大鹿村の応援団として各地で大鹿村のすばらしさをPRしていきたいと思っております。今後の村の発展をお祈りいたします。

近藤元さん

旭日單光章授章

長年にわたる自治功労や社会貢献を讃える叙勲が発令され、近藤元さんが旭日單光章を授章されました。

近藤さんは昭和六十二年から三期十二年村議会議員を歴任され、その間、監査委員や各委員会の正副委員長を六年間務められ、豊富な経験と識見をもって村の振興発展に貢献されました。



行政相談委員委嘱

行政相談委員として活躍されている間瀬公夫さんが、引き続き総務大臣から委嘱を受けました。

「行政相談」とは、皆さんから、国の役所や独立行政法人及び特殊法人が行っている仕事に関する苦情や意見・要望をお聞きして、その解決や実現を図るものです。この身近な窓口が行政相談委員です。

行政相談委員は、毎月大鹿村役場で開催される相談会で皆さんのご相談に応じていますので、お気軽にご参加下さい。なお、相談は無料で秘密は守られます。

相談日・毎月同報無線等でお知らせします。

開催場所・大鹿村役場



自衛官募集

相談員委嘱

内倉福雄さん(沢戸)が自衛官募集相談員に委嘱されました。

自衛官募集相談員は、地域への自衛隊PRや地域から自衛隊への情報提供など、パイプ役となるお仕事をさせていただきます。



第七代大鹿さくらの女王決まる

去る3月8日、日曜日、交流センターにおいて、第七代大鹿さくらの女王選考会を開催しました。

公開審査の結果、宮下加奈子さん(25)＝飯田市と、串原絵里香さん(22)＝下条村のお二人が新しい女王に選ばれました。

今回選ばれた大鹿さくらの女王は二年間の任期中、各種行事への参加を通じて村や南信州地域のPR活動に活躍していただくことになります。

特に村内の行事(さくら祭り、夏祭り、大鹿歌舞伎定期公演、中央構造線サイクリング大会、産業文化祭など)では皆様と一緒に行事を盛り立ててくれることと思います。

大きな抱負を持ったフレッシュな新女王を、よろしくお願いいたします。



あんなこと
こんなこと

カメラリポート



■保育所入園式・小中学校入学式

4月2日には保育所で新入園児5人を迎え、20名の可愛らしい園児達が入園式を行いました。また、3日には小学校と中学校で入学式が行われ、小学校7名、中学校5名の新入生が希望を胸に新しい生活をスタートしました。

村の行事予定

4月

- 18日 大鹿さくら祭り
(雨天の場合：19日(日))
- 21日 段ボール・牛乳パック収集
- 29日 河川一斉清掃

5月

- 3日 大鹿歌舞伎春の定期公演
- 12日 スチール缶・鉄類の収集日
- 中旬 育林祭
- 19日 びん類・ペットボトル収集日
- 26日 チラシ・雑誌の収集日
- 28日 その他プラスチック収集日

6月

- 2日 その他紙収集日
- 4日 南アルプス大鹿登山口開山式
- 9日 アルミ缶・鉄類収集日
- 16日 新聞紙収集日